



住宅の固定資産税減額制度

☎ 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3424 ☎ 0857-20-3401

お住まいの住宅の省エネ改修やバリアフリー改修を行った場合、固定資産税の減額制度があります。

■住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額

改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

1. 対象となる家屋

平成20年1月1日以前からある住宅（住居部分の床面積が2分の1以上で賃貸住宅を除く）

2. 対象となる工事

内容 令和2年3月31日までに行われた次の①または②に該当する工事（屋外と接する部分の改修に限る）により、各部位が現行の省エネ基準に新たに適合するものとなること。

- ① 窓の断熱改修工事
- ② 上記①と併せて行う、床、天井または壁の断熱改修工事

床面積 改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

費用 該当の工事について、補助金を除く自己負担金が50万円を超えること。

3. 減額を受けるための手続き

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、増改築等工事証明書および工事費用明細書・改修箇所の平面図を添付し、**工事完了後3カ月以内**に申告してください。

※長期優良住宅化リフォームを行った住宅について
上記の省エネ改修により、長期優良住宅に認定された場合、工事が完了した年の翌年度について、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の2を減額します。申請書類に長期優良住宅認定通知書の写しを添付してください。

■住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積100平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

1. 対象となる家屋

新築された日から10年以上を経過した住宅（住居部分の床面積が2分の1以上で賃貸住宅を除く）

2. 次のいずれかに該当する人が居住していること

- ① 改修工事が完了した年の翌年1月1日時点で65歳以上の人
- ② 介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人
- ③ 障がいのある人

3. 対象となる工事

内容 令和2年3月31日までに行われた次の①～⑧のいずれかに該当する工事

- ① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良 ④ トイレの改良
- ⑤ 手すりの取付け ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 出入り戸の改良 ⑧ 床表面の滑り止め化

※ホームエレベーター設置工事は除く
改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

費用 該当の工事について、補助金を除く自己負担金が50万円を超えること。

4. 減額を受けるための手続き

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、次の①～④の書類を添付し、**工事完了後3カ月以内**に申告してください。

- ① 納税義務者の住民票の写し（※1）…申告書にマイナンバーを記入することで省略できます
- ② 高齢者などの証明となる書類（※2）
・65歳以上の人…住民票の写し（※1）
・介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人…介護保険被保険者証の写し
・障がいのある人…障がい者手帳などの写し
- ③ 改修工事の内容の証明として工事費用明細書・改修箇所の平面図に加えて、次のa、bのいずれか
a. 領収証、改修前後の写真
b. 建築士などによる証明（増改築等工事証明書など）
- ④ 補助金などの給付・交付決定を受けたことを確認できる書類

※1 住民票の写しは、市内に在住の人は必要ありません。

※2 対象家屋の所在地と住民票などの住所が異なる場合は、対象家屋に居住されていることを証明できるものを添付してください（郵便物など）。

（注）これら減額措置を受けることができるのは1戸につき1度に限りです。新築住宅・住宅耐震改修の減額措置と重複して受けることはできません。省エネ改修とバリアフリー改修の減額措置は併せて受けられません。また、都市計画税は減額になりません。

8月2日～18日
金・土・日・祝限定
鳥取-豊岡間の
高速バスを運行!

社会実験として、高速バスを1日2往復運行します。観光などに便利で快適な高速バスをぜひご利用ください。

料金 7月上旬に本市公式ホームページに掲載予定 ※申込み不要

鳥取駅南口	浜坂駅	香美町役場	豊岡駅
10:30 発	⇒ 11:12 ⇒	11:36 ⇒	12:16 着
17:00 発	⇒ 17:42 ⇒	18:06 ⇒	18:46 着

※路線認可申請中



兵庫県
ホームページ

☎ 兵庫県交通政策課
☎ 078-362-3884

平成30年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

☎ 本庁舎公文書管理室 ☎ 0857-20-3105 ☎ 0857-20-3040

■情報公開制度

公正で開かれた市政の推進のため、みなさんからの請求に応じて本市の保有情報を公開する「情報公開制度」の運用状況をお知らせします。

▶開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	56	77	133
市外在住者	10	56	66
合計	66	133	199

▶開示状況

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	24	140	1	6	0	171
教育委員会	2	0	0	1	0	3
農業委員会	0	12	0	0	0	12
固定資産評価審査委員会	2	1	0	0	0	3
水道事業管理者	4	0	0	0	0	4
病院事業管理者	1	0	0	0	0	1
議会	2	3	0	0	0	5
合計	35	156	1	7	0	199

※選挙管理委員会、公平委員会、監査委員への開示請求はなし

▶不服申し立ての状況

実施機関	認容	一部認容	棄却	却下	審議中	合計
市長	0	0	1	0	0	1

■個人情報保護制度

本市が保有する市民のみなさんの個人情報を保護するとともに、ご自身の個人情報の開示請求権を保障する「個人情報保護制度」の運用状況をお知らせします。

▶開示請求の対応状況

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	6	11	0	1	0	18
教育委員会	0	4	0	0	0	4
合計	6	15	0	1	0	22

※市長部局、教育委員会以外への開示請求はなし

▶審査請求の状況

実施機関の決定に対する審査請求は、ありませんでした。



海外渡航や国内旅行時は感染症に気をつけましょう!

☎ さざんか会館健康支援課 ☎ 0857-22-5694 ☎ 0857-22-5669

旅行などの機会が増える季節となりました。海外では、日本では発生していない感染症が流行していることがあり注意が必要です。国内では、大都市を中心に麻しんや風しんが流行していますので注意しましょう。

【感染症にかからない・広げないために】

- 1. 海外・県外へ出かける前に
→旅行先の感染症情報や予防接種など予防策を確認する
- 2. 帰国・入国するとき
→発熱・下痢・発疹などの症状があれば、検疫所に申し出る
- 3. 帰国・帰宅後
→医療機関を受診するときは必要な情報（渡航先・旅程・行動歴・飲食歴・動物との接触など）を前もって伝え、医療機関の指示に従って受診する。

【海外・国内で注意が必要な感染症の例】

病名	主な症状	感染経路	予防方法	主な感染地域
麻しん	発熱、発疹、咳、鼻水、結膜充血	人を介した感染症	予防接種	世界各地（特にアジア、アフリカ、欧州）、日本各地（関東、関西、東海地方など）
風しん	発熱、発疹、リンパ節の腫れ	人を介した感染症	予防接種	世界各地（特にアジア、アフリカ、中南米）
マラリア	発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛	蚊を介した感染症	・長袖・長ズボンの着用 ・虫除けローション、蚊帳、蚊取り線香などの使用	熱帯・亜熱帯地域（アジア、アフリカ、中南米）
デング熱	発熱、筋肉・関節痛、発疹	蚊を介した感染症	・十分加熱されたものを食べる ・生水は飲まない	熱帯・亜熱帯地域（アジア、オセアニア、アフリカ、中南米、中東）
A型肝炎	発熱、倦怠感、黄疸	食べ物や水を介した感染症	・十分加熱されたものを食べる ・生水は飲まない	世界各地（特に水道設備が整っていない地域）
赤痢	発熱、下痢、腹痛	食べ物や水を介した感染症	・十分加熱されたものを食べる ・生水は飲まない	世界各地（特に水道設備が整っていない地域）
コレラ	水様性下痢、嘔吐	食べ物や水を介した感染症	・十分加熱されたものを食べる ・生水は飲まない	世界各地（特に水道設備が整っていない地域）

※その他にも注意が必要な感染症があります。詳しくは、鳥取市保健所および厚生労働省検疫所（FORTH）ホームページをご確認ください。